



平成 24 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名	トランコム株式会社
コード番号	9058 (東証・名証第1部)
代 表 者	代表取締役 社長執行役員 清水正久
問 合 せ 先	取締役 執行役員 管理部門担当 恒川穰
T E L	052-939-2011

株式給付信託（J-E S O P）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 12 月 25 日開催の取締役会において、当社従業員及び連結子会社の役職員（以下、「従業員等」といいます。）に対する新しい福利厚生制度として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 導入の背景

当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）は、従業員等のインセンティブプランの一環として従業員向け報酬制度の E S O P (Employee Stock Ownership Plan) について検討致しました。平成 20 年 11 月 17 日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等で現行法制度下における論点について概ね整理されたこともあり、今般、会社への貢献を従業員等が実感できる報酬制度として一定の条件を満たした従業員等に株式を給付し、その価値を処遇に反映するために「本制度」を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

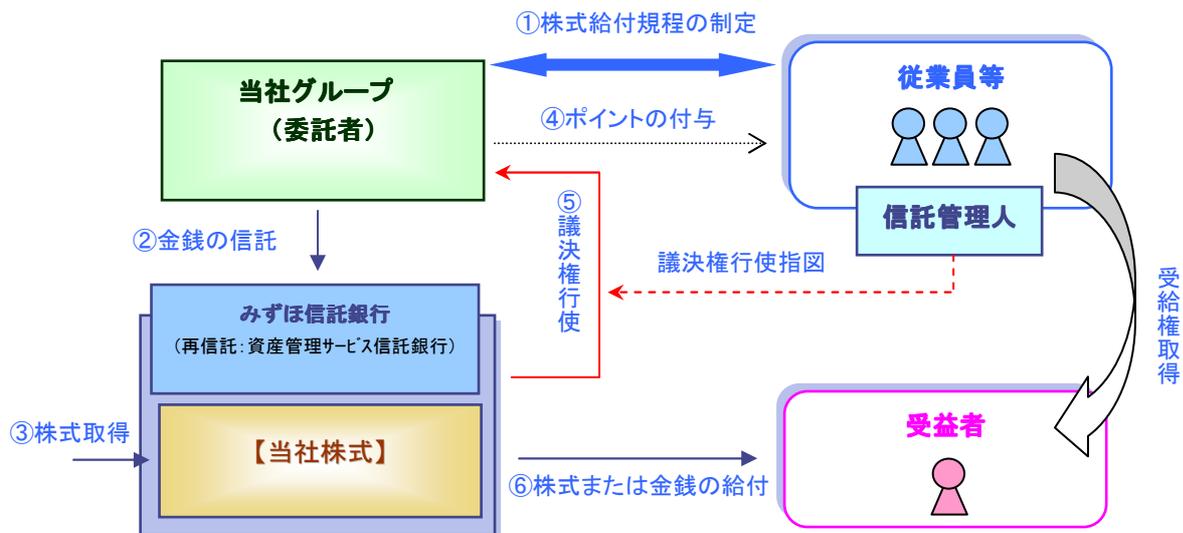
本制度は、あらかじめ当社グループが定めた株式給付規程に基づき、一定の条件を満たした従業員等に対し当社株式を給付するものです。

当社グループは、従業員等の貢献度に応じてポイントを付与し、付与ポイントに相当する当社株式を従業員等に給付します。従業員等に給付する株式は、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含めて取得しておき、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員等の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

なお従業員等、株式給付信託の設定時期、金額等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

< 株式給付信託の概要 >



- ①当社グループは、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ②当社グループは、「株式給付規程」に基づき従業員等に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④当社グループは、「株式給付規程」に基づいて従業員等に対し、貢献度に応じて「ポイント」を付与します。
- ⑤信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥従業員等は、「株式給付規程」に基づいて信託銀行から、「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

以 上